読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］	［略］	［略］
第十七条第二項	［略］	第二百二条の四第一項	船舶登記規則第四十七条の三第二項
［略］	［略］	［略］
第百八十五条第一項第一号イ	［略］	、住所及び法人識別事項	及び住所
第百九十六条第一項第四号及び第百九十八条第一項			
［略］	［略］	［略］
第百九十八条第二項	［略］	第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）	不動産の所在地	船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地
第二百二条の四第四項	第一項各号	船舶登記規則第四十七条の三第二項各号
第二百二条の十四第三項	第百九十四条第二項及び第三項	船舶登記規則第四十六条第二項及び第三項
第二百二条の十五第二項第四号	第二百二条の四第一項第四号	船舶登記規則第四十七条の三第二項第四号及び第五号

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］	［同上］	［同上］
第十七条第二項	［同上］	［項を加える。］
［同上］	［同上］	［同上］
第百八十五条第一項第一号イ	［同上］	［項を加える。］
［同上］	［同上］	［同上］
第百九十八条第二項	［同上］	［項を加える。］
［項を加える。］		［項を加える。］
［項を加える。］		［項を加える。］
［項を加える。］		［項を加える。］